

えびの市暴力団排除条例（素案）

（逐条解説）

（目的）

第1条 この条例は、えびの市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例は、宮崎県内の暴力団情勢に鑑み、また宮崎県暴力団排除条例の施行に伴い、暴力団の不安要素を排除するために、市民が一体となって市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を実現することなどを明確に示したものです。

「市」とは、市の執行機関をいい、具体的には、市長、市教育委員会その他行政委員会（選挙管理委員会など）、市の執行機関のすべてを指します。

「市民」とは、市内に住居（人の永続的な生活の本拠地をいい、住民登録の有無は問いません。）を有する者のほか、市外からの通勤者や通学者等、市内における滞在者も含みます。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2） 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（3） 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

（4） 市民等 市民及び事業者をいう。

【解説】

本条は、本条例における用語の意義を規定したものです。

第3号の「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、

- 暴力団員が役員となっている事業者
- 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
- 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非

難される関係を有している者
などが挙げられます。

第4号の「事業者」とは、個人事業者（事業を行う個人）と法人の双方を含みます。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、市民等が、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市及び市民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

【解説】

本条は、えびの市からの暴力団排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

基本理念には、「暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない」という暴力団追放三不運動の精神を盛り込み、えびの市からの暴力団排除を推進する上での市民および事業者の基本的なあり方を示したものです。

「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団の不当な要求に対する対価を支払わないことを始め、暴力団等に対するあらゆる資金の供与をしないことです。

「暴力団を利用しない」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことです。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民等の協力を得るとともに、県及び法第32条の2第1項の規定により宮崎県公安委員会から宮崎県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体等と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署その他の関係機関に対し当該情報を提供するものとする。

【解説】

「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の資金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に関する情報、暴力団事務所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、

- 暴力団A組は、B地区の飲食店からみかじめ料を徴収している
- 企業Cが、地元対策費と称して暴力団D会に利益を供与しているとの話を聞いた
- 企業Eは、暴力団F組の関係企業ばかりを下請けに参入させている
- Gアパートの2階には、H組の関係者が多数出入りしており、H組の事務所があるかもしれない

などが、その例です。

（市民等の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

【解説】

第1項は、暴力団の排除について、警察の取締りを含む関係行政機関の努力だけでは不十分であることから、市民の責務について規定したものです。

第2項は、事業者の責務を規定したのですが、ここでいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいい、その事業の準備も含まれます。営利の要素は必要としません。

「暴力団を利すること」とは、事業者が暴力団に対し有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がない行為も含み、有益性の大小は問いません。具体的には、暴力団員を雇用すること、暴力団と下請契約や資材・原材料の購入契約を締結することなど直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含まれます。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1） 市が実施する入札に暴力団関係者を参加させないための必要な措置

（2） 市と契約を締結した者に暴力団関係者と下請契約を締結させないための必要な措置

（3） 前2号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置

【解説】

市が実施する事務または事業により、暴力団を利するようなことは許されません。そこで市が実施する事務および事業の全般から暴力団を排除するために、市が必要な措置を講じることを明文化したものです。

第1号および第2号の「必要な措置」とは、市の事務または事業の相手方が暴力団関係者でないことの確認や公共工事等において行われている指名停止の措置のほか、契約後に暴力団関係者であることが判明した場合の解除権の設定などをいいます。

しかし、市の事務または事業の中には、一律に規制等をすることが適当でないものがあるため、各事務および事業の内容、性格、市の裁量権、暴力団排除の実効性などを勘案した上で、それぞれの事務または事業ごとに「必要な措置」を講じることとなりま

す。

第3号の「前2号に掲げるもののほか、必要な措置」とは、「物件調達」、「役務提供」、「公の施設の利用」など、条例や規則を改正し暴力団員を許認可または登録の対象から排除することなどが該当します。

(市民等に対する支援等)

第7条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に積極的に取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

【解説】

「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等、暴力団排除のための活動に資する情報の提供をいいます。

「その他の必要な支援」とは、市民および事業者が推進する暴力団排除のための活動全般を指し、具体的には、

- 暴力団員に対する対処方針および対処方法に関する助言および指導
- 業種または地域の別に応じた活動を行うことについての助言および指導

等をいいます。

「広報及び啓発」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団排除の気運の高揚などに資する活動をいい、具体的には、パンフレットの配布や市の広報紙・ホームページ等の活用等が考えられます。

(青少年に対する教育等のための措置)

第8条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、青少年の育成に携わる者が青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

「青少年」とは、18歳未満の者をいいます。

第1項において教育の対象を中学校とした理由は、一般的な傾向として

- 中学校の生徒の年齢であれば、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることについて十分に理解することが可能であること
- 中学校の生徒の年代は、特に周囲の環境の影響を受けやすいこと

- 中学校の時代に暴走族への加入等非行に走ることが比較的多く、その後、暴走族等での友人、知人を介して暴力団への加入が多いこと
- 小学校を卒業した者は、義務教育により、すべて中学校へ就学することとなることなどです。

「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者や青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者に限らず、青少年を助言および指導できる立場にある者を広く含みます。具体的には、地域防犯活動や自治体職員、PTA関係者などをいいます。

(利益の供与の禁止)

第9条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

【解説】

本条は、市民による暴力団に対する財産上の利益の供与の禁止を規定したものです。

「暴力団の威力」とは、暴力団の存在、名称等により、相手方が畏怖することを想定しており、必ずしも人の意思を制圧するに足りる程度であることを要せず、困惑する程度でも本条の威力に該当し、また、実際に困惑しなくとも威力を利用したものと解します。

「暴力団の威力を利用する」とは、自己に有利なようにそれを活かすことであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることなどを直接または間接的に他者に認識させることです。例えば、市民自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」などと言って、トラブルの処理を有利に進めようとする 것도これに当たります。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第10条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団を利用し、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用してはならない。

【解説】

本条は、市民が暴力団の威力を利用すること全般を禁止したものです。

宮崎県暴力団排除条例では、事業者が事業に関して暴力団の威力を利用することを禁止していますが、本条は、事業性の有無にかかわらず、市民が市民生活において暴力団の威力を利用することを禁止したものです。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。